福県医発第　２２２　号（地）
平成１５年４月２５日

各　医　師　会　長　殿

福　岡　県　医　師　会
会長　関　原　敬次郎

「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」
の一部改正について

標記の件につきまして、日本医師会及び福岡県保健福祉部医療指導課長より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本件は、健政発第１０７５号厚生省健康政策局長通知（平成９年１２月２４日付）において、「遠隔診療」についての基本的な考え方および実施にあたっての留意事項が示されているところですが、今般、９年通知の一部が改正され、患者の療養環境の向上が見込まれる一定の場合については、遠隔診療の導入がより幅広く認められることになっております。

つきましては、本件の趣旨をご理解いただき、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より　　　　　　**担当理事　友清　明**

日医発第47号(法５)
平成15年４月16日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会
会 長 坪 井 栄 孝

厚生労働省通知「『情報通信機器を用いた診療 (いわゆる「遠隔診療」)について』の一部改正について」の送付の件

いわゆる「遠隔診療」については、すでに平成９年12月24日付け健政発第1075号厚生省健康政策局長通知において、基本的考え方および実施にあたっての留意事項が示され、平成10年１月９日付け日医発第886号(法24)によりお知らせしているところであります。

今般、前記通知の一部が改正され、患者の療養環境の向上が見込まれる一定の場合(通知文「別表」参照)については、遠隔診療の導入がより幅広く認められることとなりました。別添のとおり厚生労働省医政局長から本職あてに周知方の依頼がありましたので、写しをお送りいたします。貴会管下会員に対してもよろしくお取り計らいいただきますようお願い申しあげます。

医政発第 0331020 号の２
平成１５年３月３１日

社団法人　日本医師会会長　殿

厚生労働省医政局長

「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」の
一部改正について

標記について、別添のとおり、各都道府県知事あてに通知いたしましたので、貴職におかれましても、当該通知の内容について了知いただきますとともに、会員各位に広く周知いただきますようお願い申し上げます。

医政発第 0331020 号
平成１５年3月３１日

各都道府県知事　殿

厚生労働省医政局長

「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」の
一部改正について

情報通信機器を応用し診療の支援に用いるいわゆる遠隔診療（以下単に「遠隔診療」という。）については、「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（平成９年１２月２４日付け健政発第１０７５号厚生省健康政策局長通知。以下「９年通知」という。）により、その基本的考え方及び留意事項を示しているところであるが、情報通信機器に関する技術の進歩に伴い、一定の遠隔診療を行うことにより患者の療養環境の向上が認められることから、今般、別紙のとおり９年通知の一部を改正することとしたので、貴職におかれても、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

なお、医療機関と医師又は歯科医師相互間で行われる遠隔診療については、医師又は歯科医師が患者と対面して診療を行うものであり、医師法（昭和２３年法律第２０１号）第２０条及び歯科医師法（昭和２３年法律第２０２号）第２０条との関係の問題は生じないことは、従来のとおりであるので、念のため申し添える。

○　情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について（平成９年１２月２４日健政発第１０７５号）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>１　基本的考え方
（略）

２　留意事項
(１)　（略）
(２)　直接の対面診療を行うことができる場合や他の医療機関と連携することにより直接の対面診療を行うことができる場合には、これによること。
(３)　（１）及び（２）にかかわらず、次に掲げる場合において、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせて行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこと。
ア　直接の対面診療を行うことが困難である場合(例えば、離島、へき地の患者の場合など往診又は来診に相当な長時間を要したり、危険を伴うなどの困難があり、遠隔診療によらなければ当面必要な診療を行うことが困難な者に対して行う場合)
イ　アに準ずる場合であって、直近まで相当期間にわたって診療を継続してきた慢性期疾患の患者など病状が安定している患者に対し、別表に掲げる遠隔診療など遠隔診療を行うことにより患者の療養環境の向上が認められるものについて、患者の病状急変時等の連絡・対応体制を確保した上で、行うとき</td><td>１　基本的考え方
診療は、医師又は歯科医師と患者が直接対面して行われることが基本であり、遠隔診療は、あくまで直接の対面診療を補完するものとして行うべきものである。
医師法第２０条等における「診察」とは、問診、視診、触診、聴診その他手段の如何を問わないが、現代医学から見て、疾病に対して一応の診断を下し得る程度のものをいう。したがって、直接の対面診療による場合と同等ではないにしてもこれに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことは直ちに医師法第２０条等に抵触するものではない。
なお、遠隔診療の適正な実施を期するためには、当面、下記「２」に掲げる事項に留意する必要がある。
２　留意事項
(１)　初診及び急性期の疾患に対しては、原則として直接の対面診療によること。
(２)　遠隔診療は、直近まで相当期間にわたって診療を継続してきた慢性期疾患の患者など、病状が安定している患者に対して行うこと。
(３)　遠隔診療は、直接の対面診療を行うことが困難である場合(例えば、離島、へき地の患者の場合など往診又は来診に相当な長時間を要したり、危険を伴うなどの困難があり、遠隔診療によらなければ当面必要な診療を行うことが困難な者に対して行う場合)に行われるべきものであり、直接の対面診療を行うことができる場合や他の医療機関と連携することにより直接の対面診療を行うことができる場合には、これによること。
(４)　遠隔診療は、患者側の要請に基づき、患者側の利点をも勘案して行うものであり、直接の対面診療と適切に組み合わせて実施するよう努めること。</td></tr>
</table>

(4)　（略） (5)　（略） (6)　（略） (7)　（略） (8)　（略） (9)　（略）	(5)　遠隔診療の開始に当たっては、患者及びその家族等に対して、十分な説明を行い、理解を得た上で行うこと。特に、情報通信機器の使用方法、特性等については丁寧な説明を行うこと。 (6)　患者のテレビ画像を伝送する場合等においては、患者側のプライバシー保護には慎重な配慮を行うこと。特に、患者の映像の撮影、情報の保管方法については、患者側の意向を十分に斟酌すること。 (7)　情報通信機器が故障した場合における対処方法について、あらかじめ患者側及び近隣の医師又は歯科医師と綿密に打ち合わせ、取り決めを交わしておくこと。 (8)　診療録の記載等に関する医師法第２４条及び歯科医師法第２３条の規定の適用についても、直接の対面診療の場合と同様であること。 (9)　遠隔診療においても、直接の対面診療と同様、診療の実施の責任は当然に診療を実施した医師又は歯科医師が負うものであること。 (10)　遠隔診療を行うに当たり、医師又は歯科医師が患者又はその家族等に対して相応の指示や注意を行っているにもかかわらず、これらの者がその指示や注意に従わないため患者に被害が生じた場合には、その責任はこれらの者が負うべきものであることについて、事前に十分な説明を行うこと。

別表

遠隔診療の対象	内　容
在宅酸素療法を行っている患者	在宅酸素療法を行っている患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、心電図、血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、在宅酸素療法に関する継続的助言・指導を行うこと。
在宅難病患者	在宅難病患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、心電図、血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、難病の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅糖尿病患者	在宅糖尿病患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、血糖値等の観察を行い、糖尿病の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅喘息患者	在宅喘息患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、呼吸機能等の観察を行い、喘息の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅高血圧患者	在宅高血圧患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、血圧、脈拍等の観察を行い、高血圧の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅アトピー性皮膚炎患者	在宅アトピー性皮膚炎患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、アトピー性皮膚炎等の観察を行い、アトピー性皮膚炎の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
褥瘡のある在宅療養患者	在宅療養患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、褥瘡等の観察を行い、褥瘡の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。